

動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">豚伝染性胃腸炎診断用蛍光抗体</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1～3.3 （略）</p> <p>3.4 原液の試験</p> <p>3.4.1 特異性試験</p> <p>3.4.1.1 試験材料</p> <p>検体、豚伝染性胃腸炎感染材料として静岡株（SH株）を感染させた豚由来培養細胞、対照材料として正常培養細胞、健康豚の肺及び小腸の凍結切片並びに日本脳炎ウイルス、豚パルボウイルス、<u>豚熱</u>ウイルス、オーエスキー病ウイルス、豚サイトメガロウイルス、豚流行性下痢ウイルス、豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス、豚サーコウイルス及び豚ロタウイルス感染培養細胞を用いる。</p> <p>（以下略）</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">豚伝染性胃腸炎診断用蛍光抗体</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1～3.3 （略）</p> <p>3.4 原液の試験</p> <p>3.4.1 特異性試験</p> <p>3.4.1.1 試験材料</p> <p>検体、豚伝染性胃腸炎感染材料として静岡株（SH株）を感染させた豚由来培養細胞、対照材料として正常培養細胞、健康豚の肺及び小腸の凍結切片並びに日本脳炎ウイルス、豚パルボウイルス、<u>豚コレラ</u>ウイルス、オーエスキー病ウイルス、豚サイトメガロウイルス、豚流行性下痢ウイルス、豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス、豚サーコウイルス及び豚ロタウイルス感染培養細胞を用いる。</p> <p>（以下略）</p>